

特定商取引法上のクーリング・オフ期間

契約書面を受け取った日から



8日間

訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス、電話勧誘販売、エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、訪問購入（※一部対象外）
※自動車（2輪を除く）、家電（携行が容易なものを除く）、家具、本・CD・DVD・ゲームソフト類、有価証券、美容医療の一部

20日間

内職・モニター商法
マルチ商法

契約書を受け取った日

※日数には契約書を受け取った日も含みます。

訪問販売、電話勧誘販売、
特定継続的役務提供などは、

8日以内

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

内職・モニター商法
マルチ商法は **20日以内**

効果

- 契約が最初からなかったことになる。
- 支払ったお金は、全額返してもらえ、違約金も請求されない。
- 商品を受け取っている場合は、相手負担で引き取ってもらえる。
- 工事施行後でも、解約でき、元の状態に戻すように請求できる。

できない場合

- 3,000円未満のものを現金で買った場合
- 化粧品など消耗品の一部を使用した場合
- 乗用自動車
- 通信販売（※返品ルールあり）

※返品特約表示がない場合は、商品が届いてから8日以内なら送料消費者負担で返品可能

クーリング・オフをするときは！

右のハガキをご利用ください。→

ハガキを記入したら、

- ①両面コピーを取り、保管しましょう。
- ②郵便局から「特定記録郵便」で出し、受領書を保管しましょう。
- ③クレジット契約をした場合、クレジット会社にも通知しましょう。
- ④期間内に送付すれば、通知の到達が期間後でも、クーリング・オフできます。

**電話はダメ！
必ず書面で！**



事業者の**こんな言葉**に注意しましょう！

（クーリング・オフができるのに）

- 「クーリング・オフはできません」
- 「違約金が発生します」
- 「脅し文句」

などを言ってきたら、

クーリング・オフ妨害です！



※事業者からクーリング・オフ妨害を受けた場合や、契約書面が交付されていない場合は、期日を過ぎてもクーリング・オフが可能です。